

令和 8 年度 第 1 回 国分寺市下水道使用料審議会

2026.7.31

建設環境部 下水道課業務係

本日の次第

1. 審議会の開催にあたり

- (1) 建設環境部長より挨拶
- (2) 下水道使用料審議会の設置
- (3) 事務局紹介
- (4) 委員の委嘱（机上配布）・紹介
- (5) 正副会長の選任
- (6) 諮問第1号「国分寺市の下水道使用料の改定について」

2. 下水道事業について

- (1) 当市の下水道
- (2) 公営企業会計
- (3) 下水道事業の収入と支出
- (4) 下水道使用料

3. まとめ

1. 審議会の開催にあたり

(1) 建設環境部長より挨拶

(2) 下水道使用料審議会の設置

・国分寺市下水道条例

第18条の2 市長は、使用料を改定しようとするときは、事前に、国分寺市下水道使用料審議会設置条例(平成11年条例第45号)に規定する国分寺市下水道使用料審議会の意見を聴かなければならない。

・国分寺市下水道使用料審議会設置条例 (抜粋)

第1条 国分寺市下水道条例(昭和47年条例第40号)第17条(使用料)に規定する使用料(以下「使用料」という。)について審議するため、国分寺市下水道使用料審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、使用料について必要な事項を調査し、審議し、及びその結果を市長に答申する。

第3条 審議会は、次に掲げる8人以内の委員をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 公募により選出された市民 3人以内
- (2) 国分寺市商工会の代表者 2人以内
- (3) 識見を有する者 3人以内

第4条 委員の任期は、当該諮問についての答申をもって終了する。

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

第8条 審議会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例(平成11年条例第26号)第5条(会議の公開)ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

・今後の開催日時等

開催回	開催日	時間	議題（予定）
第2回	8/28（金）	9：30～12：00	下水道事業の現状と課題
第3回	10/2（金）	14：00～17：00	下水道使用料改定案
第4回	11/13（金）	14：00～17：00	下水道使用料改定案 答申案の作成
第5回	11/27（金）	14：00～17：00	答申について

別途、開催通知を各回の開催前に送付いたします。

(3) 事務局紹介

建設環境部長	島崎 進一
建設環境部 下水道課長	松下 正幸
建設環境部 下水道課業務係長	竹上 勲

(4) 委員の委嘱（机上配布）・紹介

(敬称略)

第3条第1号委員（公募により選出された市民）		二ツ山 正江
第3条第1号委員（公募により選出された市民）		山田 賢二
第3条第1号委員（公募により選出された市民）		山中 智恵
第3条第2号委員（国分寺市商工会の代表者）		鈴木 博史
第3条第2号委員（国分寺市商工会の代表者）		林 裕三
第3条第3号委員（識見を有する者）	税理士	黒澤 美裕理
第3条第3号委員（識見を有する者）	大学准教授	栗田 健一
第3条第3号委員（識見を有する者）	行政経験者	沢柳 和彦

(5) 正副会長の選任

(6) 諮問第1号「国分寺市の下水道使用料の改定について」

当市の下水道使用料は、平成16年に改定されて以来20年余りが経過し、その間、社会情勢や経済状況が急激に変化していることから、下水道財政の健全化と使用料の適正化を図るために下水道使用料の改定の必要性が生じております。

近年の物価高騰等が及ぼす影響は当市の下水道事業の経営においても例外ではなく、厳しい財政状況に置かれております。特に東京都に対して支出する流域下水道維持管理負担金の単価は、令和8年度から大幅に値上げ改定となり、令和6年度決算値対比で+約40%（+約260,000千円）となることが見込まれます。このような状況下においても、老朽化が進行する下水道施設を適切に維持更新していくため、また、国分寺市下水道事業の健全な経営を実現するため、下水道使用料の適正化に向けた御議論・御審議をお願いいたします。

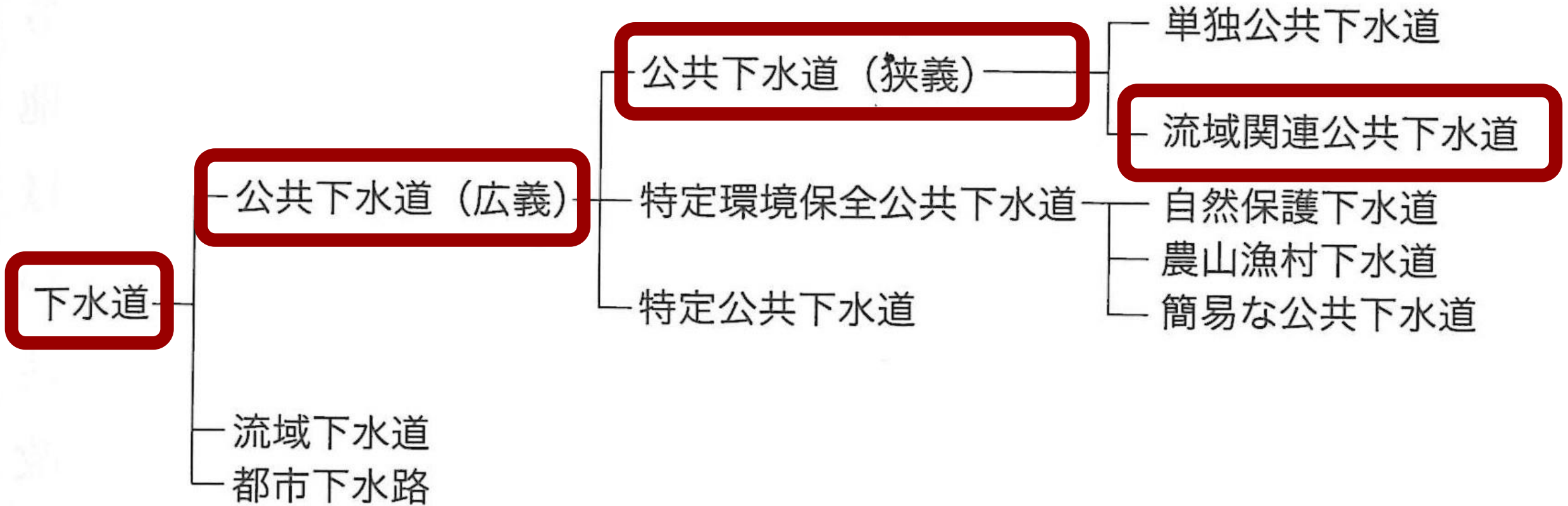
なお、改定案の詳細は第2回以降に説明させていただきます。

2. 下水道事業について

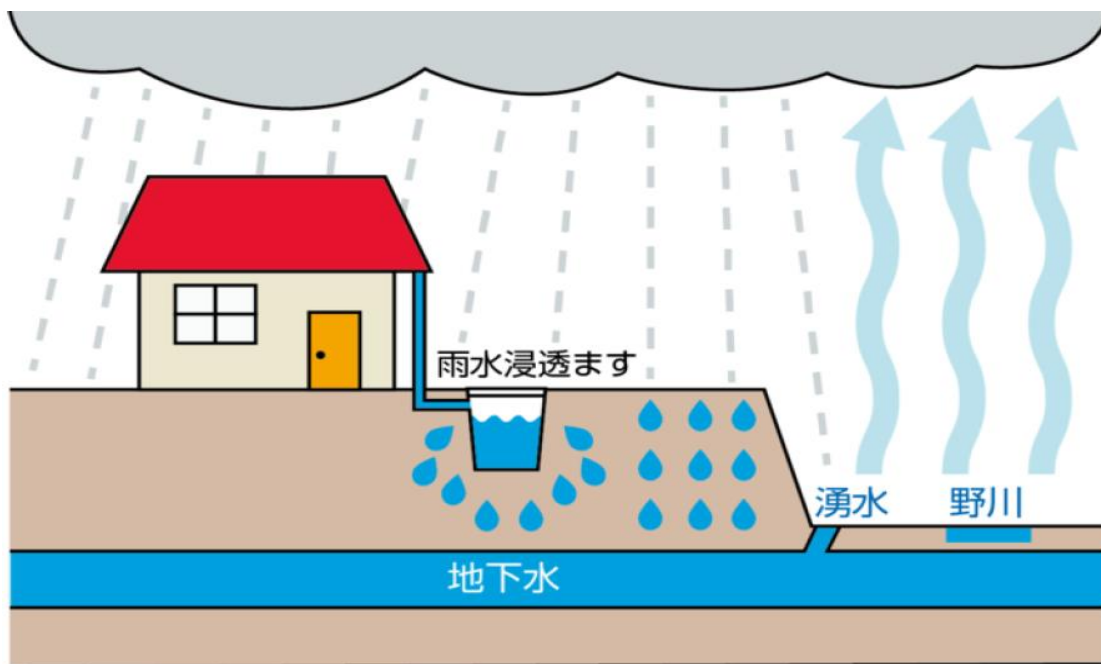
(1) 当市の下水道

- 供用開始：昭和51年4月1日
- 普及率：約99%
- 管きょ総延長：331.6km（令和6年度）
- 排水区域内人口：129,575人（令和6年度）
- 年間処理水量：17,020,224m³（令和6年度）
- 建設総事業費（税込み）：75,411,513千円（昭和46年度～令和6年度）
- 全域合流式
（合流式とは汚水も雨水も同じ管きょに流す方式のこと。）
- 終末処理場：流域下水道の北多摩一号水再生センター（所在：府中市）
北多摩二号水再生センター（所在：国立市）

下水道の種類



- 下水道は、家庭や工場から出る汚水や雨水を地下の管で集め、処理場で浄化して川や海へ返す都市基盤。
- 下水道がなくなると、トイレや生活排水が行き場を失い、悪臭や害虫が大量発生して街の衛生環境が崩壊する。さらに、汚れた水がそのまま川や海へ流れ込み、深刻な水質汚染を引き起こすだけでなく、大雨時の浸水被害も防げなくなる。

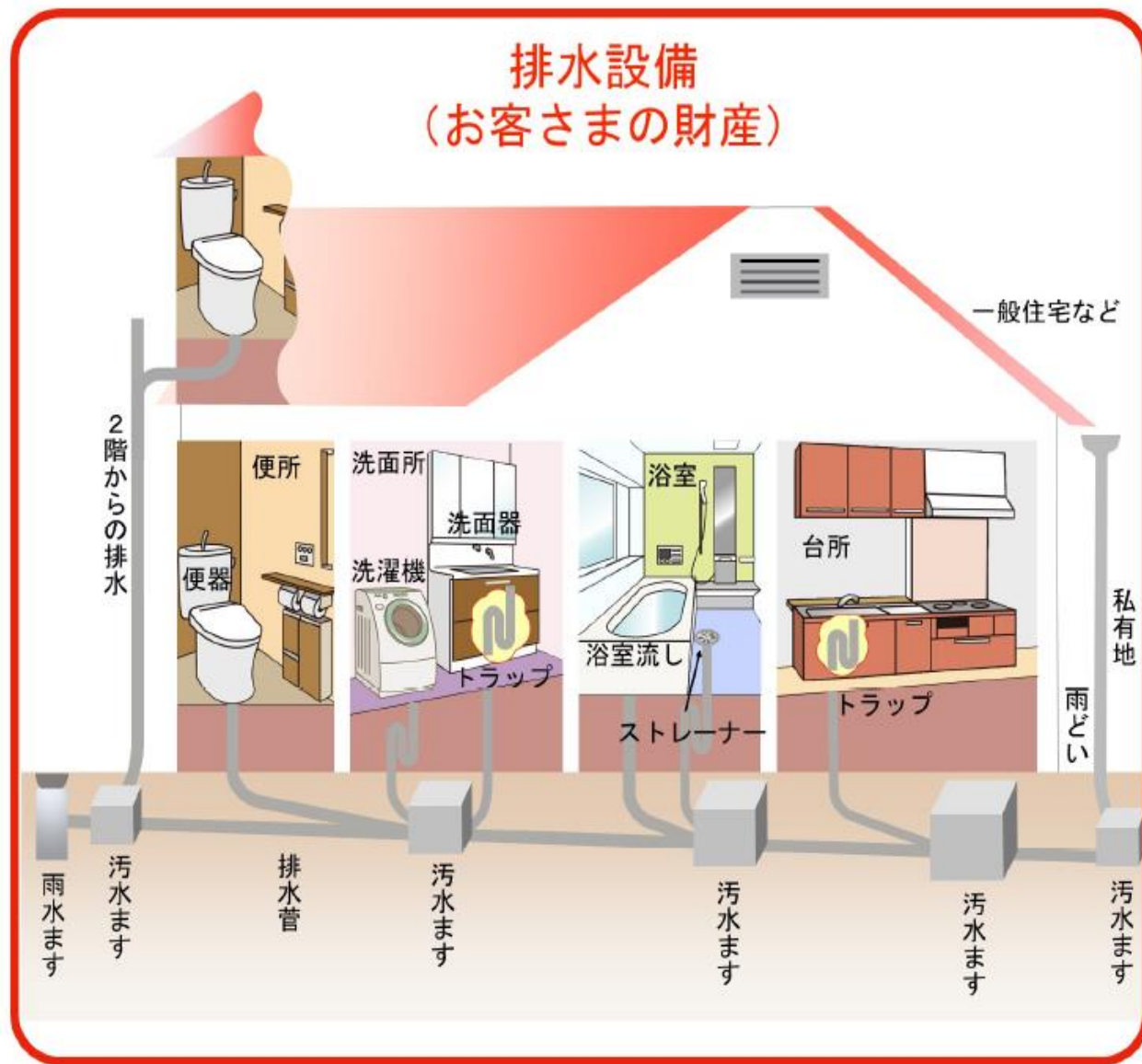


雨水浸透ますとは？

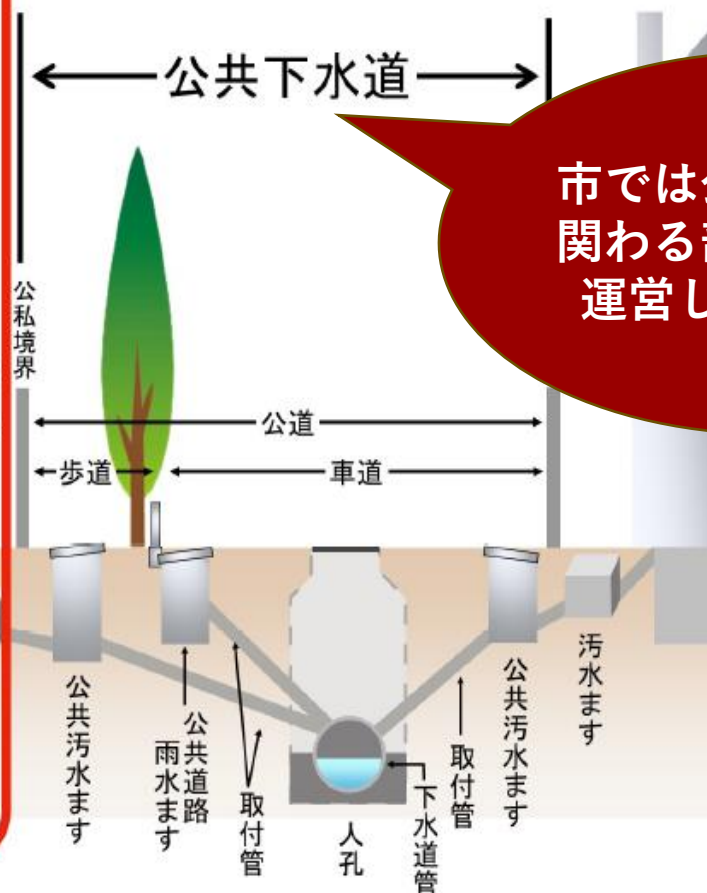
雨水浸透ますは、屋根等に降った雨水を地面にしみ込ませるためのもので、底や側面の穴から雨水を地中に浸透させます。雨水を地下に浸透させることで、次のような効果が得られます。

- ・敷地内の水溜まりを防ぎ、水はけを良くし樹木の育成に役立ちます
- ・地下水・湧水が回復し川などの水辺環境が向上します
- ・大雨による浸水被害を軽減します
- ・下水処理場への負担を軽減し放流先の多摩川などの水質を改善します





<合流式の場合>



市では公共下水道に
関わる部分を管理・
運営しています。

【流域下水道】

2つ以上の市町村にまたがる河川や湖沼などの流域において、各市町村から出る下水を広域的かつ一括して処理する大規模な下水道システム。

多摩地域の下水道

流域下水道 都が下水道幹線、水再生センターなどの基幹施設の整備、維持管理を行います。

+

流域関連公共下水道 関連市町村が各家庭までの面的整備、維持管理を行います。

単独公共下水道 市町が単独で各家庭から処理場までの施設整備、維持管理を行います。

特定環境保全公共下水道 市街化区域以外の区域で水環境などの保全が必要な区域の下水道整備、維持管理を町村が行います。

◆流域下水道のしくみ



流域下水道のメリット

- ・多摩川中流域等、河川の一体的な水質保全ができます。
- ・スケールメリットを活かした効率的な事業運営ができます。
- ・都と市町村との連携による建設費、維持管理費の抑制ができます。

毎年度市は都に対して多額の維持管理及び設備建設に関わる負担金を支出。

【関連法令（抜粋）】

・ 下水道法

（この法律の目的）

第一条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

・ 国分寺市下水道条例

（趣旨）

第1条 この条例は、国分寺市（以下「市」という。）の区域に設置する公共下水道の構造の基準、管理、使用等に関し、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

・ 地方公営企業法

（この法律の目的）

第一条 この法律は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準並びに企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例を定め、地方自治の発達に資することを目的とする。

【当市の取り組み】

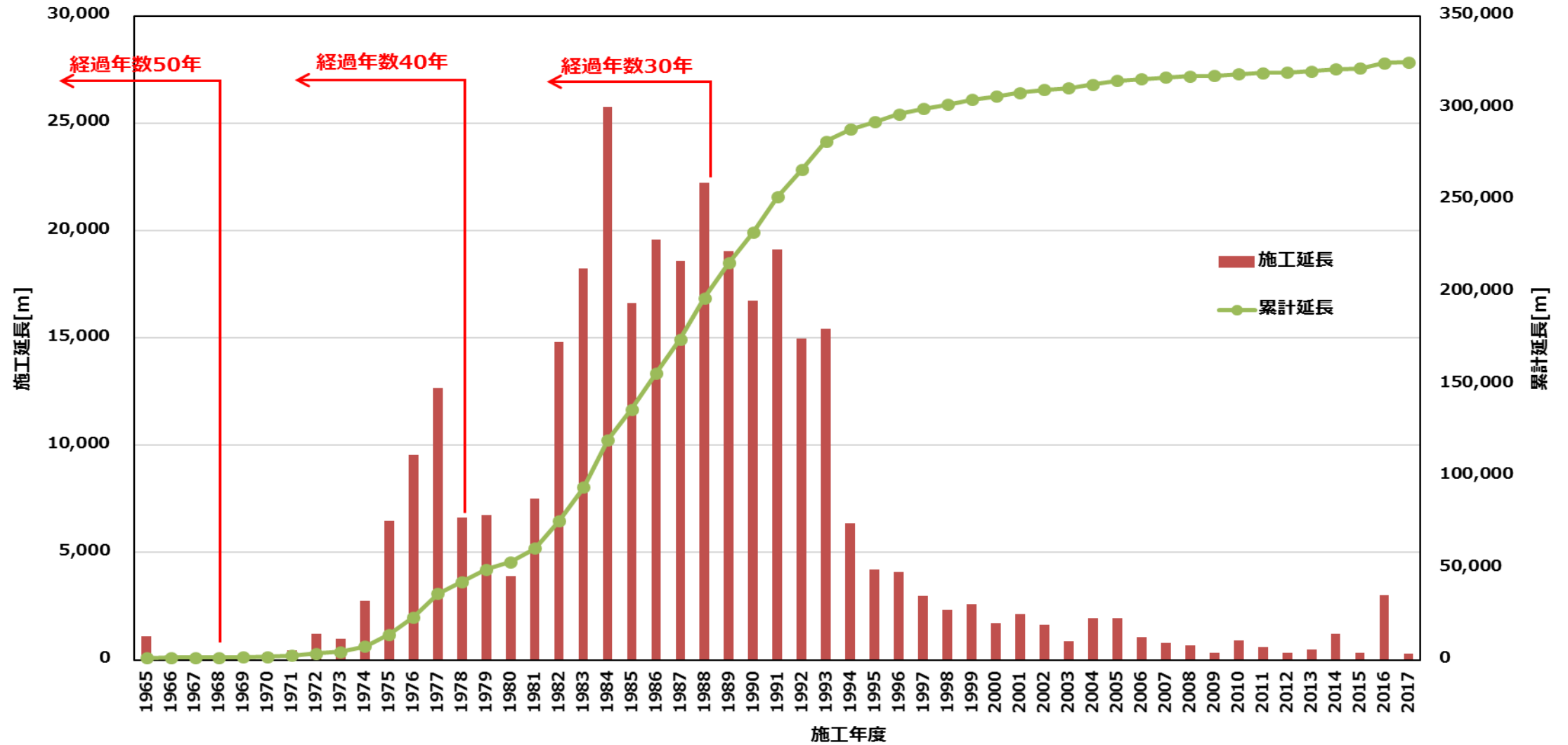
・ストックマネジメント

国分寺市の公共下水道は、昭和46年の事業着手後、概ね47年を経過している。施設の中には、事業着手前に整備されたもので既に50年以上経過した施設も含まれている。

一般的に施設の標準耐用年数は50年とされる中で、今後老朽化による施設の破損に伴い、事故の発生や改築費用の増加が見込まれる。

維持から改築までのライフサイクルコストの低減化や、予防保全型施設管理の導入による安全の確保等、戦略的な維持・修繕及び改築を行い、良質な下水道サービスを持続的に提供することが重要な課題である。

年度別施工延長（国分寺市）



長期的な改築シナリオ

長期的（100年間）な改築シナリオの選定にあたっては、管路の標準耐用年数を改築の指標とする時間計画保全（シナリオ1）と、管路の調査結果を改築の指標とする状態監視保全（シナリオ2、3）を設定し、施設の安全性、事業費の平準化、健全な下水道事業運営を見据えた比較検討を行った。これまで市では、人孔目視調査や管路清掃作業等に付随させて施設の点検・調査を行ってきたが、緊急度を算出するための調査データが不足しているため、国土交通省 国土技術政策総合研究所の※健全率予測式を使用し緊急度を算出した。

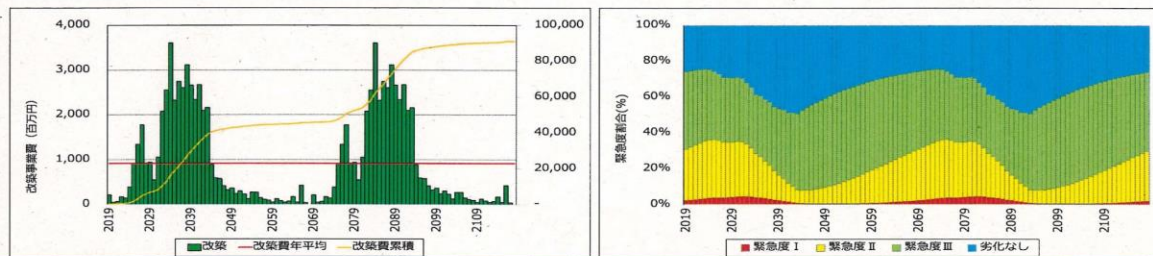
※健全率予測式・全管路に対する健全な管路の割合と経過年数の関係式

緊急度（下水道施設の健全度を表す指標）の定義 ※下水道維持管理指針-2014年版-より

- 緊急度Ⅰ：速やかに措置の必要な場合
- 緊急度Ⅱ：簡易な対応により、必要な措置を5年未満までに延長できるもの。
- 緊急度Ⅲ：簡易な対応により、必要な措置を5年以上に延長できるもの。

シナリオ1

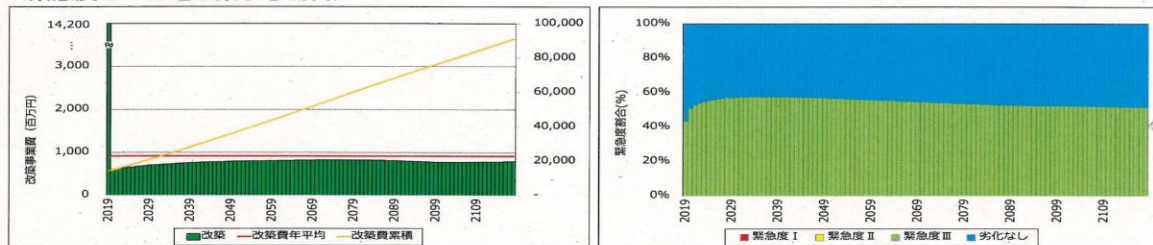
<標準耐用年数（50年）で改築した場合>



- 各年度の布設年度から標準耐用年数である50年経過後に改築を行う。
- 点検・調査は実施せず時間計画的に改築を行うため、緊急度に応じた改築ではない。
- 100年間の総額で909.3億円の改築事業費を要する。
- 各年度の投資額は、経過年数での単純改築であることから、ピーク時には36.06億円/年が必要となり、ばらつきが大きい。

シナリオ2

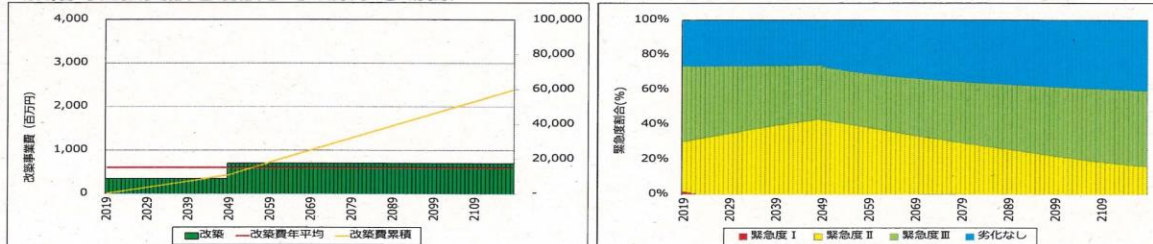
<緊急度Ⅰ・Ⅱを改築する場合>



- 緊急度Ⅰ・Ⅱを全て改築するため、健全な状態を保つことができる。
- 100年間の総額で908.6億円の改築事業費を要する。
- 初年度に緊急度Ⅰ・Ⅱに該当する管路が膨大となり、予算が142億円程度必要となる。

シナリオ3

<段階的に投資額を増額して改築する場合>



- 緊急度Ⅰが発生しないように、緊急度Ⅰ・Ⅱを対象に投資額の範囲内で改築を行う。投資額は、当初30年間で3.5億円/年と定め、それ以降については緊急度が上がることから、7億円/年で改築を行う。
- 100年間の総額で595.0億円の改築事業費を要する。
- 緊急度Ⅰ・Ⅱを改築することから、比較的健全な状態を保つことができ、将来的には緊急度Ⅱも減少する。
- 投資額の上限を設定しているため、事業費のばらつきがなく平準化が図れる。

3つの評価視点「緊急度の割合」「改善の効率性」「投資額の平準化」による長期的（100年）な評価の結果、総合的に優れるシナリオ3を選定。

シナリオ		改築 延長	改 築 総事業費	評価視点① 緊急度の推移			評価視点② 改善の効率性				評価視点③ 投資額の実現性			総合 評価
				緊急度Ⅰ の推移	緊急度Ⅱ の推移	評価	平均 緊急度	緊急度 改善値	投資効率	評価	年間平均 投資額 億円/年	投資額 ピーク時 億円/年	評価	
		km	億円											
0	改築しない場合	0.0	0.0	90.2%	0.0%	-	1.92	-	-	-	-	-	-	-
1	標準耐用年数50年で改築	649.5	909.3	2.0%	27.9%	×	3.10	1.18	0.13	×	9.09	36.06	×	×
2	緊急度ⅠとⅡを改築	649.0	908.6	0.0%	0.0%	◎	3.46	1.54	0.17	△	9.09	141.72	×	△
3	段階的に投資額を増額して改築する場合	425.0	595.0	0.0%	16.1%	○	3.02	1.10	0.18	○	5.95	7.00	○	◎
評価の方法				緊急度割合の推移を見て判断する。100年後の緊急度Ⅰ及びⅡの割合を示す。 それぞれの数値が大きい場合、検討期間終了時に管渠の健全率が改善されない傾向がみられる。 数値が小さい場合は、管渠の健全率が改善される傾向にある。			緊急度改善値：改築しない場合の平均緊急度との差 投資効率＝緊急度改善値/年間平均投資額 【緊急度改善値】 数値が大きい場合、改善しない場合と比べて、改善度合いが大きい。 数値が小さい場合、改善度合いが小さい。 【投資効率】 数値が大きい場合、改善に関する費用対効果が大きい。				平均投資額とピーク時の投資額から、現実的な投資額であるかを判断する。 年平均投資額と投資額ピーク時の差が大きくなるほど、一時的に投資額が大きくなる期間が存在し、実現性が低くなる。 差が小さくなるほど、実現性が高い。			

令和6年度より第1期地区の工事に着手。
管きよの耐久力を向上させる管更生を行っている。
(改築場所： 泉町三丁目地内： 令和7年度)

管更生施工前



上流側 管渠内状況 施工前

管更生施工後



上流側 管渠内状況 施工後

国分寺ストックマネジメント計画に基づく管更生工事（第1期 その2） 工事写真

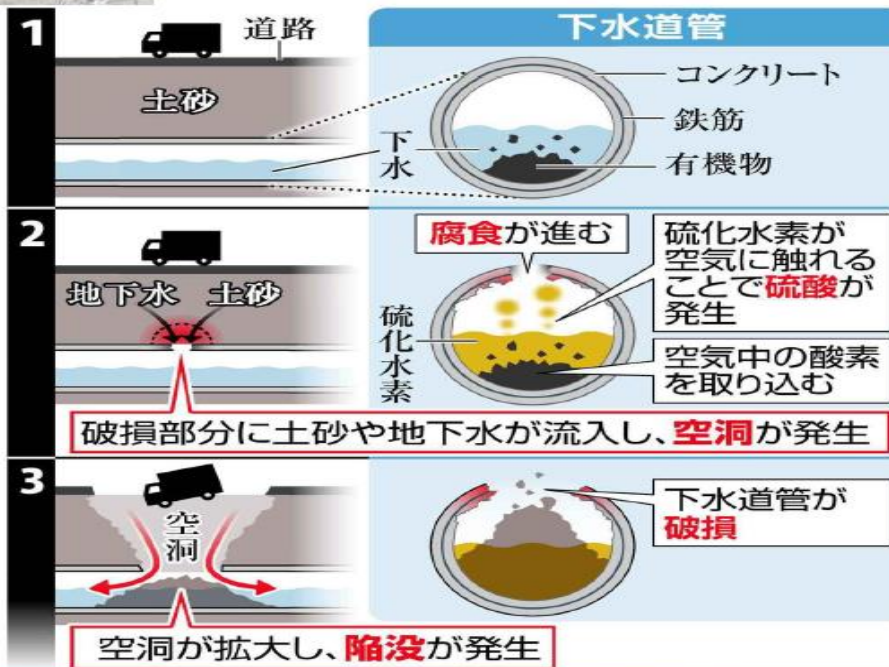
下水道管路の老朽化により生じる恐れのある事故



埼玉県八潮市2025.1.28

建設から42年経過した
コンクリート管の老朽化

下水道管の破損による道路陥没のメカニズム



出典：一般社団法人 地方自治研究機構 令和7年度下水道事業経営実務講習会

国分寺市下水道課では、市民の皆様に安全安心な下水道サービスを提供できるよう、ストックマネジメントを着実に進めてまいります。

2. (1) 当市の下水道

説明は以上となります。

(2) 公営企業会計



出典：総務省「平成30年版地方財政白書ビジュアル版」

- ・ 普通会計（一般会計）：行政の基本サービスを担い、税金を主な財源とする会計。用途は、福祉・教育・道路等の多岐に渡る。
- ・ **公営企業会計**：地方公営企業が提供するサービスの受益者が負担する使用料等を主な財源とする会計。**下水道事業**、病院事業等が該当する。

【地方公営企業とは】

- 地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。企業性（経済性）の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とする。
- 下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用される。
- 普通会計方式が現金主義会計、単式簿記を採っているのに対し、公営企業会計では発生主義会計、複式簿記を採用。
- 損益計算書、貸借対照表等の財務諸表の作成が義務付けられている。



財務状況をより明瞭にし、民間営利企業と同等の水準で経営を行うことが求められる。

令和7年度に国分寺市下水道事業経営戦略を改定



国分寺市下水道事業 経営戦略

計画期間：令和8年度～令和17年度



目次

ページ

1. 事業概要 1
 - (1) 事業の現況 2
 - (2) 民間活力の活用等 2
 - (3) 経営比較分析表を活用した現状分析
2. 将来の事業環境 3
 - (1) 処理区域内人口の予測
 - (2) 有収水量の予測
 - (3) 使用料収入の見通し 4
 - (4) 施設の見通し
 - (5) 組織の見通し
 - (6) 経営指標の見通し
3. 経営の基本方針 5
4. 投資・財政計画（収支計画） 6
 - (1) 投資・財政計画（収支計画）
 - (2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明
 - (3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や
今後検討予定の取組の概要 7

◎ 経営改善に向けたロードマップ
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項 8

別紙

- ・ 経営比較分析表（令和5年度決算）
- ・ 投資・財政計画（収支計画）【収益的収支】
- ・ 投資・財政計画（収支計画）【資本的収支】
- ・ 原価計算表



令和8年3月
国分寺市 建設環境部 下水道課



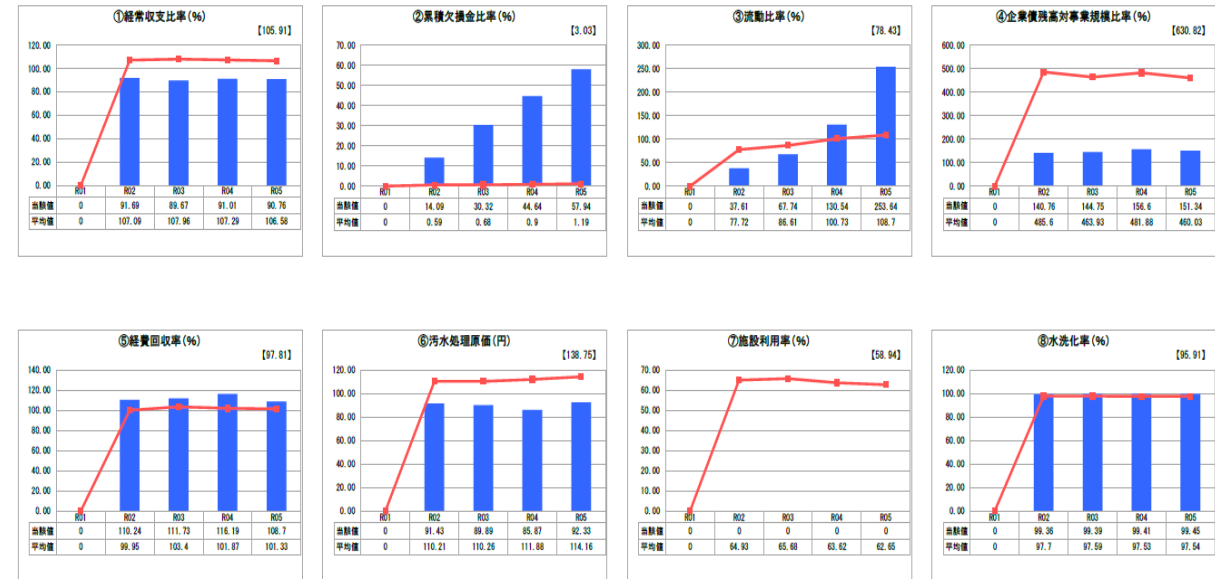
経営比較分析表（令和5年度決算）

東京都 国分寺市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Aa	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	87.50	100.00	100.00	1,699

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
128,762	11.46	11,235.78
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
129,004	11.42	11,296.32

1. 経営の健全性・効率性



市HPに掲載中。
ページ番号1025533

(3) 下水道事業の収入と支出

・収益的収入 収益的支出

一事業年度の企業の経営活動に伴い発生が予定されるすべての収入とそれに対応するすべての支出。

支出は下水道管きょ等の機能維持に関わる維持管理費と、下水道施設の建設等に必要な経費に関わる資本費に大別される。

収支の結果は損益計算書に反映される。

収入	・ 下水道使用料 ・ 他会計負担金 ・ 国庫・都補助金 など	
支出	維持管理費	・ 管きょ清掃等委託料 ・ 雨水浸透ます設置工事請負費 ・ 流域下水道維持管理負担金 ・ 下水道使用料徴収業務委託料 ・ 水質検査業務負担金 など
	資本費	・ 減価償却費 ・ 支払利息 など

・収益的収入 他会計負担金

下水道は各家庭や事業場等の生活排水である汚水を排除すると同時に雨水を排除する役割も担っている。

特定の利用者が便益を受ける汚水排除と異なり、雨水排除は社会全体が便益を受けるため、雨水に関わる経費は公費（税金）負担が適当とされている。

汚水処理に要する経費は下水道使用料にて、雨水処理に要する経費は公費（税金）である他会計負担金にて賄うことを「汚水私費・雨水公費の原則」と称している。

その他、雨水排除に関わる経費以外にも、性質上公費で賄うことが適当とされる経費の基準を総務省が定めており、他会計補助金として収入している。

（例）水質規制、水洗便所の普及に要する経費

・ 令和 8 年度予算 収益的支出 計3,240,915千円（税込み）

単位：千円

節		備 考	
区分	金額		
9 材料費	12,000	応急工事支給材料等	12,000
23 保険料	178	下水道賠償責任保険料	178
25 委託料	186,415	下水道台帳等修正委託料	5,967
		管きよ清掃等委託料	20,312
		東部幹線状越管きよ清掃等委託料	5,592
		産業廃棄物処分委託料	1,467
		第3期内部事務システム等導入・運用委託料 （下水道事業公営企業会計システム分）	3,234
		公共下水道事業業務委託料 （ストックマネジメント計画（第2期））	127,000
		下水道積算システムデータ改訂委託料	1,250
		公営企業会計支援業務委託料	1,089
		ウォーターP P P発注支援業務委託料	20,174
		下水道施設台帳レイヤ更新業務委託料	330
26 賃借料	8,837	地図情報システム機器借上料	7,476
		管内調査用カメラ借上料	423
		有毒ガス検知器借上料	93
		人孔調査用管口カメラシステム借上料	845
28 工事請負費	129,400	応急工事	127,400
		雨水浸透ます設置工事	2,000
33 補償費	1	支障物件等移設費	1
34 負担金	3,433	水質検査業務負担金	2,669
		都道掘削事務費負担金	74
		東京都下水道局刊行物データ利用料金	690
5 報酬	510	下水道使用料審議会委員報酬	510
25 委託料	214,344	下水道使用料徴収業務委託料	214,344
1 給料	27,088	一般職員6人分	27,088
2 手当	19,307	一般職員6人分	19,307
3 賞与等引当金繰入額	5,965	賞与分	4,963
		法定福利費分	1,002
5 報酬	4,406	時間額会計年度任用職員3人分	4,406
6 法定福利費	9,910	共済費	9,910
8 備消耗品費	462	消耗品費	462
13 旅費	296	職員旅費	44
		会計年度任用職員通勤費	252
14 被服費	119	被服費	119
17 燃料費	156	燃料費	156

単位：千円

節		備 考	
区分	金額		
20 修繕費	182	修繕料（備品等）	182
23 保険料	87	自動車保険料	87
24 手数料	62	口座振替等手数料その他	62
26 賃借料	20	駐車場使用料	20
29 通信運搬費	151	通信運搬費	151
32 研修費	264	各種研修費	264
33 補償費	1	庁用車による交通事故等損害補償金	1
34 負担金	4,080	水洗便所改造資金利子補給金等	1
		日本下水道協会関係負担金	417
		東京都都市づくり公社連絡協議会負担金	10
		下水道事業積算施工適正化委員会負担金	20
		東京都下水道協会会費	8
		庁舎管理負担金	3,624
35 公課費	48	自動車重量税	13
		自動車継続検査手数料	35
36 貸倒引当金繰入額	556	貸倒引当金繰入額（下水道使用料）	556
38 貸倒損失	2	貸倒損失（下水道使用料）	2
1 負担金	920,144	流域下水道維持管理負担金	920,144
1 有形固定資産減価償却費	1,424,208	構築物	1,424,208
2 無形固定資産減価償却費	126,115	施設利用権	126,115
1 固定資産除却費	1,300	固定資産除却費	1,300
1 企業債利息	53,324	公共下水道事業債利子	27,297
		流域下水道事業債利子	26,026
		公営企業会計適用債利子	1
3 一時借入金利息	1	一時借入金利子	1
1 雑支出	27	下水道使用料過納納還付金及び還付加算金等	1
		消費税計算に係る雑支出	26
1 納付消費税	86,436	消費税及び地方消費税	86,436
1 過年度損益修正損	80	下水道使用料過年度調定額更正等	80
1 予備費	1,000	予備費	1,000

・資本的収入 資本的支出

固定資産である下水道施設の建設、更新、改良といった将来にわたる投資的支出と、その財源となる収入。

収支の結果は貸借対照表に反映される。

収入	・建設改良費等企業債 ・他会計補助金 ・国庫・都補助金 ・受益者負担金 など
支出	・公共下水道整備事業委託料 (ストックマネジメント計画) ・流域下水道建設負担金等 ・公共汚水ます設置等工事請負費 ・企業債元金償還金 など

・ 令和 8 年度予算 資本的支出 計999,977千円（税込み）

単位：千円

節		備 考	
区分	金額		
1 給料	16,878	一般職員 4 人分	16,878
2 手当	16,635	一般職員 4 人分及び会計年度任用職員 1 人分	16,635
5 報酬	5,126	会計年度任用職員 2 人分（うち時間額職員 1 人）	5,126
6 法定福利費	7,650	共済費及び社会保険料	7,650
8 備消耗品費	117	消耗品費	117
13 旅費	179	職員旅費	39
		会計年度任用職員通勤費	140
14 被服費	80	被服費	80
25 委託料	558,174	公共下水道整備事業委託料 （ストックマネジメント計画（第 1 期））	521,000
		雨水管理方針作成業務委託料	17,000
		ウォーター P P P 発注支援業務委託料	20,174
28 工事請負費	5,400	公共汚水ます設置等工事	5,400
34 負担金	44,084	都道掘削事務費負担金	84
		道路排水施設等共同施工負担金（国 3・4・6 号線）	41,000
		道路排水施設等共同施工負担金（国 3・2・8 号線）	3,000
1 流域下水道建設負担金	150,365	流域下水道建設負担金等	150,365
2 公共下水道事業償還金	90,932	元金償還金	90,932
3 流域下水道事業償還金	94,212	元金償還金	94,212
2 公営企業会計適用償還金	6,688	元金償還金	6,688
5 車両運搬具	1,457	車両運搬具	1,457
1 予備費	2,000	予備費	2,000



デザインマンホール

(4) 下水道使用料

・下水道使用料徴収の法的根拠

(下水道法第20条第1項)

公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

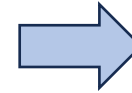
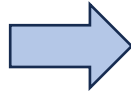
(国分寺市下水道条例第16条第1項)

市長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

(国分寺市下水道条例第19条)

使用者が排除した汚水の量の認定は、次の各号に定めるところによる。

(1)水道水を使用した場合は、水道の使用量をもって排出量とみなす。



水道・下水道使用量等のお知らせ Notice of water and sewerage usage			
水道 太郎 様 〒××区〇〇町1丁目2番21号 101室			
基本日 2日	呼び径 (mm) 20	メータ番号 217755	⑤ 東京都水道局 お客さま番号 ① 01-000000-00
使用月分 令和 8年3月~令和 8年4月分	使用期間 2月 4日~ 4月 2日 (58日間)	(検針日)	⑧ 水道・下水道料金口座振替簿のお知らせ 水道 太郎 様 使用月分 令和 8年 1月~令和 8年 2月分 使用期間 12月 3日~ 2月 3日 振替日 2月 2日
今回指針 51m ³	前回指針 1m ³	差引使用量 50m ³	使用量 水道 100m ³ 下水道 100m ³
使用量 100m ³	② (旧メータ使用量 50m ³) 前年度使用水量 100m ³	水道 下水道	水道 100m ³ 下水道 100m ³
使用料 18,106円	検針料 2,340円	基本料 14,120円	水道 18,106円 下水道 14,696円
③ 今回料金 (うち消費税相当額 (10%))	18,106円 1,646円	14,696円 1,336円	水道 18,106円 下水道 14,696円
合計金額 (Charged for this period)	32,802円	口座振替予定額 (Payment to be transferred from your account)	32,692円
④ 口座振替予定額 (Payment to be transferred from your account)	32,692円	⑥ 口座振替予定日 4月16日	⑦ 検針委託会社 △△△ 〇〇事務所
⑤ 東京都水道局 お客さま番号 ① 01-000000-00	⑧ 東京都水道局 お客さま番号 ① 01-000000-00	⑨ 東京都水道局 お客さま番号 ① 01-000000-00	⑩ 東京都水道局 お客さま番号 ① 01-000000-00

出典：東京都水道局HP「水道使用量等のお知らせ（検針票）の見方

(2)水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量をもって排出量とみなし、使用水量は、使用者の態様に応じて市長が認定する。

⇒井戸水、湧水などが該当

(3)営業等に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものの汚水の排出量は、使用者の態様に応じて市長が認定する。

⇒水道を使用して畑に散水する場合などが該当

・下水道使用料を財源とする主な経費

【以下の経費の内、**汚水処理分**】

- ・流域下水道維持管理負担金
- ・管きょ清掃等委託料
- ・管内調査用カメラ賃借料
- ・公共下水道事業業務委託料
(ストックマネジメント計画
に関わる調査、設計等) など

【以下の経費の全額】

- ・**下水道使用料徴収業務委託料**
- ・納付消費税 など

財源構成例

下水道使用料

他会計（雨水処理）負担金

下水道使用料

他会計
(雨水処理)
負担金

他会計
(水質規制)
補助金

下水道使用料

・下水道使用料徴収業務委託料

平成20年度より徴収業務を東京都水道局へ委託している。

以下の上下水道の料金徴収に要する経費の一部

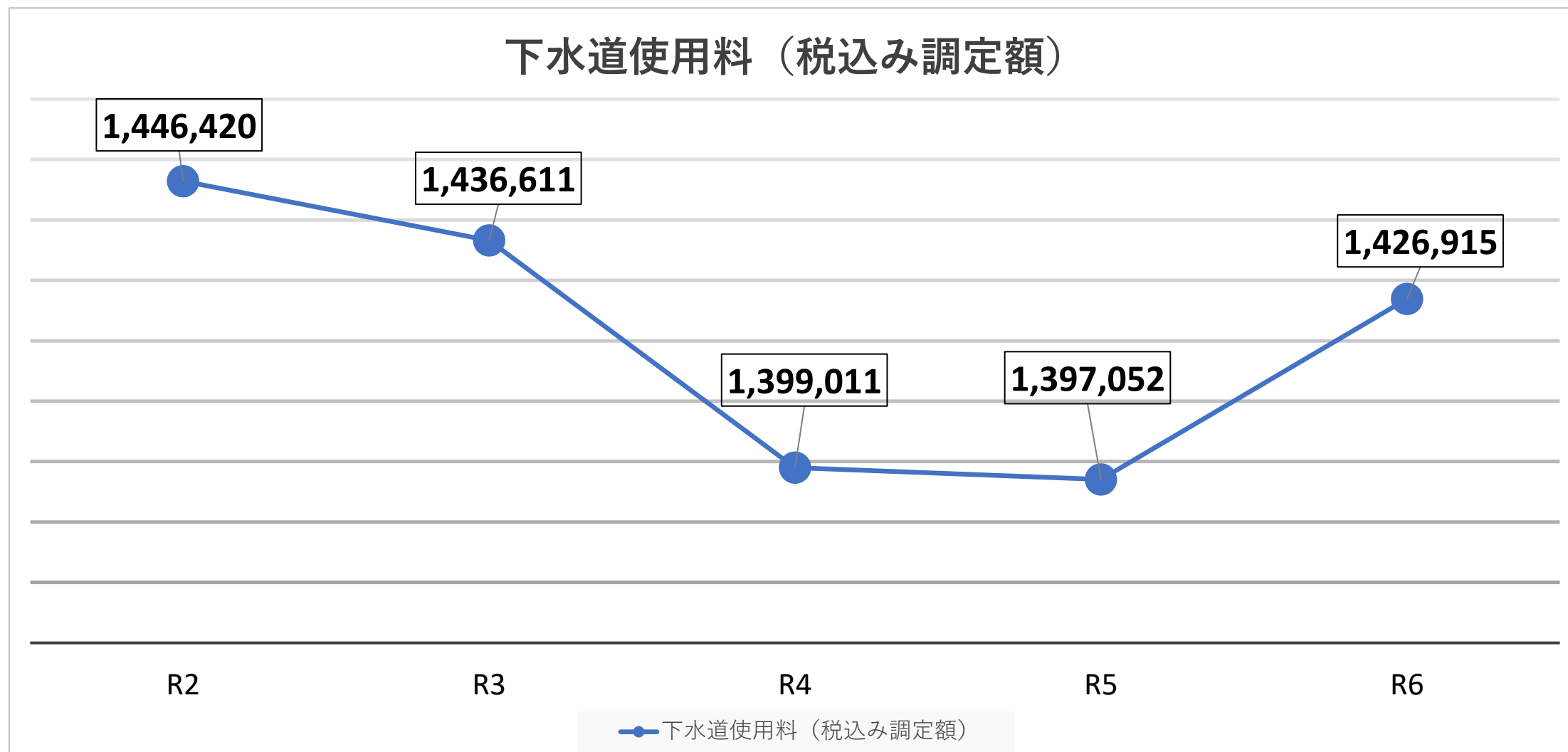
（下水道負担分）を各市町が負担している。

- ・お客さまセンター運営経費
- ・徴収人件費・事務費
- ・量水器引換委託料
- ・システム利用経費 など

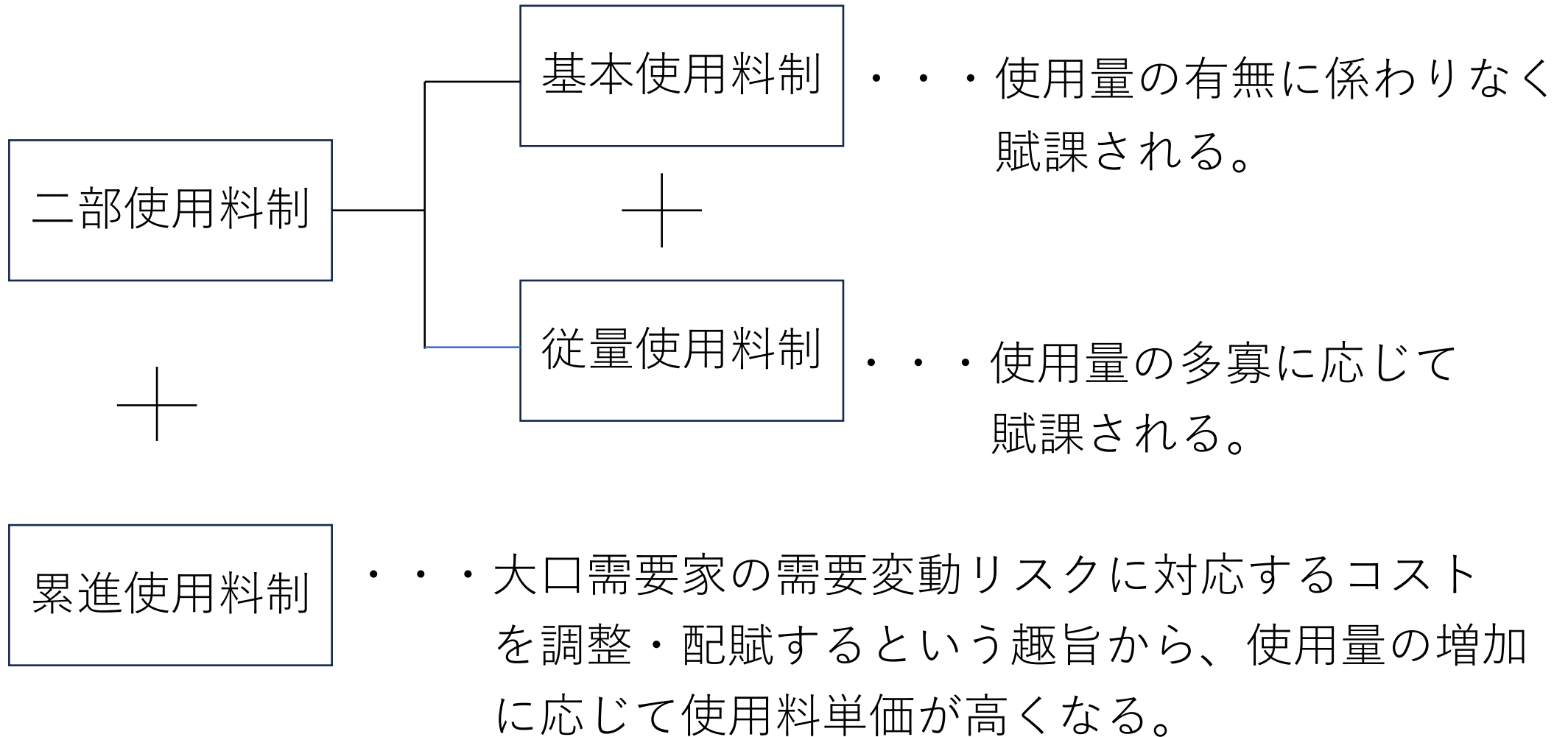


当該委託料の令和 8 年度予算額 214,344千円

- 下水道使用料徴収実績（単位：千円）



・ 当市の下水道使用料の体制



・ 当市の下水道使用料の体系

【国分寺市下水道条例】

第17条

使用料の額は、毎使用月において
 使用者が排除した汚水の量に応じて、
 別表第6に定めるところにより算出した
 額に、消費税法(昭和63年法律第108号)
 第29条に規定する消費税の税率
 (以下「消費税の税率」という。)に
 地方税法(昭和25年法律第226号)
 第72条の83に規定する地方消費税の税率
 を乗じて得た数値に消費税の税率の数値
 及び1を加えた数値を乗じて
 得た額とする。
 この場合において、1円未満の端数がある
 ときは、その端数金額を切り捨てるもの
 とする。

	使用料体系の水量区画		単価 (円)
	自 (m ³)	至 (m ³)	
基本使用料	-		545
従量使用料	0	10	0
	11	20	100
	21	30	115
	31	50	125
	51	100	170
	101	200	200
	201	500	240
	501	1,000	280
	1,001		330

・ 計算例

検針は 2 か月に 1 回

2か月で45m³排出した場合

1. 1か月分を求める。45m³を月数の2で割り（端数は一方の月に寄せる）、22m³と23m³とする。
2. 1か月当たりの使用料を求める。

	22m ³ の月分	23m ³ の月分
10m ³ を超えない分	545円	545円
10m ³ を超え20m ³ までの分	100円 × 10m ³ = 1,000円	100円 × 10m ³ = 1,000円
20m ³ を超え30m ³ までの分	115円 × 2m ³ = 230円	115円 × 3m ³ = 345円
合計	1,775円	1,890円

3. 2か月分の使用料を求める。
⇒ 22m³の月分と23m³の月分を合計 1,775円 + 1,890円 = 3,665円
4. 消費税相当額を求める。 3,665円 × 10% = 366円
5. 使用料と消費税相当額の合計額を求める。 3,665円 + 366円 = **4,031円**

・ 下水道使用料のモデルケース

請求額モデルケース (2か月あたり)	使用料 (円・税込)
20m ³ (単身世帯)	1, 199
40m ³ (3～4人世帯)	3, 399
100m ³ (事業所等)	11, 429
1, 000m ³ (工場等)	232, 529

当市の特色として、2月あたりの使用量が40m³以下の使用者の割合が全体の約78%を占めている（令和6年度）。

3. まとめ

- ・ 質疑応答
- ・ 決定事項

以上、本日はありがとうございました。